

令和元年度第3回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日時：令和2年1月17日（金曜日）14：00～16：00

場所：箱根町役場本庁舎4階 第1，2会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、倉田義巳委員、佐藤守委員、杉山慎吾委員、
瀬瀬利博委員、高橋典之委員、池島祥文委員、伊集守直委員
（欠席：安藤万奈委員）

【箱根町】

石川企画観光部長、片倉総務部長、伊藤企画課長、吉田観光課長、
村山財務課長、石川税務課長、松島財務課副課長
企画課特定政策係辻満・海野

【会議概要】

企画課長

1 開 会

それでは、時間になりましたので、「第3回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を開会します。

議事に入るまでの進行を務めます企画課長の伊藤です。どうぞ、よろしくお願ひします。本日の会議ですが、安藤委員から欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

まず、会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に「会議次第」、「委員等名簿」、説明資料として「資料1、資料2、資料3、資料3別紙3」と「参考資料1、参考資料2、参考資料3」を送付させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。

今回の会議でも皆様の前にある音声認識システムを使用します。お手数ですが発言の際は、右下のグレーのボタンを押すと、マイクの先が赤く光りますので、その後に発言をお願いいたします。また、本会議は公開で行うこととしておりますので、ご承知おきください。

それでは、議題に移りたいと思いますが、検討会議の委員長であります高井教授からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましても高井教授にお願いいたします。

委員長

2 委員長あいさつ

改めまして、皆さんこんにちは。本年も引き続き、よろしく申し上げます。前回から4カ月程経ちましたが、この間、箱根町は台風による自然災害に見舞われたことをニュース等で拝見しました。

この会議の委員の皆様、また、役場の皆様は箱根町に在住または在勤の方ですので、心よりお見舞い申しあげます。県民の1人として、箱根町に係わる会議のメンバーの1人として、箱根町が一刻も早く復興することをお祈り申しあげます。

それでは、本題に入らせていただきます。

約4カ月ぶりの会議ですので、資料が飛びますが、参考資料3の「検討会議のスケジュールについて」をお願いします。

この資料は、前回の会議時に町が作成したのですが、第3回の議題は、前回の皆様からの意見も踏まえて議題を赤字のとおり修正しています。今回の資料を見ると議題の内容自体、大きく変更している訳ではなく、内容に即した議題名に修正したものですので、承知いただければと思います。

3 議 題

(1) 入湯税の現状について

委員長

それでは、議題(1)入湯税の現状について事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から参考資料1、資料1,2をもとに、箱根町の入湯税に係る近年の状況、箱根町と入湯税を課税する他市町村との比較、宿泊税と入湯税の同時課税団体の状況調査結果などを説明した。

委員長

確認ですが、入湯税は、例えば消防関係では消防施設整備等のハード系には使えますが、消防職員人件費等のソフト系には使えないということで、京都市や金沢市は、その辺りをどのように充てているか分かりますか。

事務局

地方税法上の入湯税の使い道は、参考資料1の1ページにある5区分で、主な対象も記載していますが、これは国の通知に示されており、ソフト事業に充てられるのは観光振興し

かありませんので、消防関係でいえば施設整備や車両購入等にしか充てられませんので、使い道自体はどの自治体でも大きな違いはありません。

今回、京都市や金沢市の状況を調査しましたが、京都市は観光調査や宣伝等の観光振興にほぼ全額を充てていて、一部を鉱泉源の保護管理施設の整備に充てています。

金沢市は入湯税の決算額が約 3,000 万円であり、例えば対象事業費 100 万円であればその 10% の 10 万円を充てるように、対象事業に広く薄く充てているようです。いずれの団体も歳入総額に占める入湯税収入が少なく、宿泊税の導入にあたり、入湯税の使い道を意識しなくても問題ないような印象を受けました。

委員長

入湯税と宿泊税を同時課税している場合、例えば入湯税 150 円・宿泊税 200 円では温泉宿泊施設に 1 泊すると、350 円かかるということでしょうか。

事務局

基本的にはそうなります。

福岡市の場合、宿泊税の導入にあたり、宿泊客の入湯税を 150 円から 50 円に見直す予定です。福岡市の詳細は資料 2 の 6 ページになりますが、宿泊税の税率の欄で、料金 20,000 円未満は 200 円、20,000 円以上は 500 円となっています。

そこに入湯税 50 円が加わるので、宿泊客から 250 円もしくは 550 円を徴収することになりますが、宿泊税の導入を検討時に、入湯税を引下げる形で配慮することになったようです。

委員 B

私は温泉の供給会社に勤めており、入湯税の使い道に関し、以前から気になっていたのが、参考資料 1 の 2 ページにあるように昭和 52 年度の改正で、税率の引上げと使い道に鉱泉源の保護管理施設整備が追加されたにもかかわらず、箱根町では、これまで充てられたことがないことです。

昨年台風被害時でもそうでしたが、鉱泉源の管理施設は山の上の方など、厳しい場所にある都合上、改修などに多額の費用を要します。そこから温泉を供給し、旅館やホテルで使用することで入湯税に繋がるわけですが、温泉の供給サイドには還元されていないのが現状です。

それを踏まえると新たな財源を考えるうえで、鉱泉源の保護管理に対する支援など、温泉の供給会社に還元されるよう

な仕組みができれば良いと思います。

企画課長

B 委員が言われたように、町では鉱泉源の保護管理に関する事業を実施していないのが現状です。

今回、台風で大きな被害を受け、温泉の供給に支障が生じている状況で、改めて入湯税の使い方に対し供給事業者から少し要望もありましたので、ご意見として賜り、今後の施策に生かせるか考えていきたいと思います。

委員 F

検討するのであれば、鉱泉源を自己所有している事業者も入湯税を納めているので、温泉供給会社だけでなく、それらも含めて検討しなければいけないと思いますが、その辺は、いかがですか。

企画課長

具体的に検討を開始してはいませんが、自己所有の井戸や源泉を利用されている方々もいますので、その辺りも念頭において検討できればと思います。

委員 G

鉱泉源の保護管理施設整備に充てている自治体は、今発言のあったように事業者への補助金のような形をとっているのか、もしくは自治体が直接に施設整備を行っているか、どちらですか。

事務局

今回の調査では、一部の市町村から充当している個別事業まで提供してもらいましたが、それを見ると事業者の維持補修事業などに対して助成する団体が多いと思います。

委員長

福岡市は宿泊税導入にあたり入湯税の税率を下げたとありましたが、入湯税の課税をやめた団体はありますか。

事務局

地方税法上、鉱泉地の所在する自治体は入湯税を課すものとされていますので、原則として温泉がある場合は課すもので、課税は任意ではありません。

委員 D

詳細な資料を作成していただき、様々なことが見えてきたと感じます。入湯税を課さなければいけないかという議論は以前からありましたので、この部分は慎重に進めなければいけないと思っています。

資料 1 では日帰客に入湯税を課していないのが 1 団体あると記載されていますが、宿泊客と日帰客のどちらかを課税していればよいとか、そのような規定がありますか。

事務局

日帰客を課税していない自治体の入湯税条例では、入湯客 1 人 1 日あたり税率を 150 円と記載しているのみで、日帰客は課税しないと規定している訳ではありません。

条例上、箱根町の場合は宿泊客と日帰客に区分して税率を規定していますが、規定の方法は自治体で様々であり、宿泊・日帰りの区分がなく、日帰客は課税していない所もあるということです。

委員 D

日帰客を課税しないと記載はしていないことは理解できましたが、それでは入湯税を課税していない団体はないという認識でよいですか。調査対象の 1,343 団体のうち、温泉があるが課税していない自治体はないということですか。

事務局

地方税法の解説を見ると、いわゆる温泉地のようなものがなく、徴収コストが徴収額よりも大きくなる自治体の場合は課税しなくてもよいとされており、それ以外は課するものとされていますので、基本的に課税するものと考えています。

委員 D

条文解説は分かりますが、実例として課していない団体があるか、私の印象ではあるような気がしますが、今の話だけでは見えていません。

箱根町でどうするかは別としても、宿泊税とともに包括的に考えようという議論の中で、入湯税のあり方は一つの有効な手段となる可能性もあると思います。

事務局

今回の調査は、入湯税条例を定める 1,343 団体を対象としましたが、平成 29 年度の決算統計では実際に課税額のある自治体は約 1,000 団体でした。つまり、先程の徴収コストの関係が理由かは分かりませんが、約 300 団体は入湯税を条例で定めている中で実際には課税していないこととなります。

地方税法上も課するものとされており、条文解説でも課税しない場合は地方税法違反になると書かれています。条例より上位の地方税法に規定されている以上、あえて課税しないという選択肢はないと考えています。

委員 G

特別徴収義務者について、入湯税は鉱泉浴場の経営者等、宿泊税は旅館業もしくは住宅宿泊事業を営む経営者等ということで、基本的には宿泊税の方が特別徴収義務者の対象が広いと考えてよいですか。

箱根町の場合は宿泊施設に温泉があるのが一般的かもしれませんが、例えば福岡市や京都市は、入湯税と宿泊税の両方を徴収する施設と、どちらか一方を徴収する施設があると考えてよいですか。

事務局

そうなります。

委員長

宿泊を伴わない日帰り温泉施設もありますので、その場合は入湯税だけになります。

一端振り返ってまとめますが、箱根町が財源不足に陥った一因は、普通交付税の不交付団体であること。普通交付税は住民数を算定基礎としており、年間 2,000 万人を超える観光客が訪れる中で、箱根町は約 11,000 人の住民数をベースとしているため、財政力指数としては裕福と見られている。

新たな財源を考えるうえでは、観光客を受け入れるための消防関係やごみ処理施設などのコストをどのように捻出するか、観光客に負担いただくか、観光客には宿泊も日帰りもいるので、この辺りをどう考えるかが焦点となります。

観光客の負担としては、従前から入湯税がありましたが、主に観光PRを目的として東京都が宿泊税を導入したことを皮切りに、宿泊税を導入する自治体が増加しており、現行ではこの2つが観光客に負担を求める主な手段となっています。今後は、それ以外にも方法はないかを含め、検討していくことになると思います。

それでは、ここで休憩とします。

(10 分間休憩)

(2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について
(町の歳出の分類結果)

委員長

それでは、議題(2)観光まちづくりに関連する町の事務事業等について事務局から説明をお願いします。

- 事務局** 事務局から資料3をもとに、町が考える暮らしと観光の対象範囲について、近年の当初予算及び決算をもとに分類した結果を説明した。
- 委員長** この内容は、この検討会議において重要な部分となりますので、まずは、ただ今の説明に関する質問等をお願いし、その後、内容の議論に入りたいと思います。
- 委員D** 資料3の2ページの分類結果の表で、②観光客・町民向けサービスの財源にごみ処理手数料を充てていると思いますが、年間どの程度の金額になっていますか。
- 事務局** ごみ処理手数料の金額は2億円弱(令和元年度約1億7,000万円)になりますが、表での計上箇所は、特定財源の「その他」の2億1,500万円に含まれます。これは国県支出金と地方債以外の特定財源を「その他」としているのです、この一部と考えてください。
- 委員H** 資料3の2ページの表で、④町民サービス・⑤行政運営の入湯税等の欄に金額が入っていますが、これは注釈にあるふるさと納税寄付金や地方消費税交付金の社会保障財源化分が充当されていると考えてよいですか。ここに入湯税も含まれているのでしょうか。
- 事務局** 表の分類項目で、①観光振興(入湯税全額充当)、②観光客・町民向けサービス(入湯税一部充当)、③町民・観光客向けサービス(入湯税充当なし)としており、①・②は入湯税を充当していますが③～⑤は充当していません。
H委員の発言のとおり、注釈の中で入湯税以外のふるさと納税、地方消費税交付金の社会保障財源化分が③～⑤の一部に充当されていることとなります。
- 委員長** 例えば、ここに出席されている職員の人件費は、この表ではどの部分になりますか。⑤行政運営の総務に要する人件費か、それとも観光に係わっているのか①観光振興に要する人件費か、その分類はどのように考えましたか。

- 事務局** 市町村の予算は、総務、福祉、観光など目的別に計上していますので、それをベースに区分しています。そのため、観光施策を所管している観光課長や観光課の職員は、①の観光振興に区分していますが、今日、出席しているそれ以外の職員は、⑤の行政運営の人件費に含まれています。
- 委員 G** 資料3別紙3の表について、①～③の入湯税充当状況をどう捉えたらよいかですが、例えば3ページの1番上、箱根ジオパーク推進事業は予算額が132万円で、これは入湯税等を財源の全額としています。入湯税を充当しているということによろしいですか。
- 事務局** 同じ入湯税等と記載していますが、①は全額に入湯税を充当しており、②は、主に入湯税やふるさと納税寄付金が充当されている事業を対象としていると考えてください。
資料3別紙3の3ページの上から3番目の一般廃棄物処理基本計画策定事業は、②に区分しましたが、全額純粋一般財源で、入湯税は充当されておらず、このような事業も含まれているものです。
- 委員 G** ③は区分として入湯税充当なしとなっているので、例えば5ページの上から7番目、東京2020大会ホストタウン事業は、入湯税等が280万円、純粋一般財源30万円となっていますが、この280万円はどうなりますか。
また、④町民サービスについても同じ考え方で良いですか。
- 事務局** ホストタウン事業は、ふるさと納税寄付金を充てていますが、④の町民サービスの場合は、地方消費税交付金の社会保障財源分の対象も含まれているので、その可能性もあります。
- 委員 G** 入湯税等の内容を整理すると、②は入湯税とふるさと納税、③はふるさと納税のみ、④はふるさと納税と地方消費税が入っている可能性があるということですね。
- 委員長** それでは、内容の議論に入りたいと思いますが、資料3の2ページの一番下の4で、町としては、分類した5つの区分で良いか、各区分の歳出項目が妥当であるか議論したうえで、観光まちづくりの充実・維持に係る財源の対象範囲の3点に

について議論してほしいとのことでした。

具体的には、右側の3ページの別紙1の内容になりますが、まず、上段の区分①の観光振興から⑤の行政運営、この5つの項目に関してご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。

確認ですが、町の予算全てを①～⑤に振り分けたという理解でよろしいですか。そのうえで、入湯税が充たっているかなど財源内訳を記載したという理解でよろしいですね。

委員 D

私は、町の分類の考え方は理解できました。

今後、この分類をもとに検討していく際に、受益者負担の観点を考慮すると、観光客にもっと負担してもらわなければならないとか、もしくは住民に負担してもらう必要があるのではないとか、具体的な議論はこれからだと思いますが、現状ではこの分け方で良いのではないかと感じています。

ただし、個人的な意見として、町の説明のなかで違和感があったのが、議題(1)の入込観光客数を住民数で割った数値、この数値の意味として住民数が少ない中で多数の観光客が来ている事実は理解できますが、その件と住民負担への影響の関連には議論の余地があると思います。

私は住民であり観光業を営む者として参加していますが、今後の議論で観光客が多いから住民負担が多いという解釈で検討を進めて行くのは、観光立町である箱根町としてはナンセンスであると思います。

そもそも観光産業がこの町に無く、それに付随する固定資産もない、これといった産業もなく住民が住んでいるだけの場合、果たして住民がきちんと生活していけるだけの行政サービスを提供できるのか。それであれば、住民向けの支出が、固定資産税や住民税、消費税交付金も含めた収入のみで、行政運営が成り立つのかも考えなければいけないと思います。

その点でいくと、資料3の2ページ目の表の網掛け部分で、我々が議論すべき町から観光まちづくりの財源の対象範囲が合計約23億円と説明がありました。この額だけ見ると入湯税が少ない、増やさなければいけないのではないかと思います。一般財源には固定資産税が入っています。

固定資産税の一部は、観光施設があるから得られる収入と考えることができます。一方、④の町民サービスと⑤の行政運営は網掛けになっていませんが、これを合計する

と約 40 億円、①～⑤全て合計すると 60 億円強になります。

過去に町から固定資産税を区分した結果について説明を聞いたことがあります。実際、④と⑤の合計 40 億は、観光産業からの固定資産税を含めて賄っているのか、そうではなく、本当は住民からの収入で 50 億円ぐらいあり、逆に観光関係の支出に割かれてしまっているのか、この部分は議論の始まりとしては必要な情報かなと思っていますが、仮定の話で申し訳ないですが、いかがでしょうか。

委員長

区分が難しいのではないのでしょうか。今日は出ないと思いますが、後日、出せますか。仮に計算する場合、普通交付税の算定では純粹に住んでいる人を基準にしますので、基準財政需要額を住民分と仮定するしかないと思います。

それ以外のものがということですか。

企画課長

D 委員が言われた固定資産税の分類は、以前、設置した町民会議の時に、固定資産税の個人と法人、町内外の概ねの割合を区分したことはありますが、それが①～⑤のどこに分類されるかは、今まで行ったことがありません。

委員長が言われた基準財政需要額を基にして町の一般財源を分類できるかについても、行ったことがないので、一定の仮定をおいたうえで、試算する方法があるか考える形になると思いますが、今日、明確に可能であるとは言えません。

委員長

上手く区分できれば良いですが、固定資産税は、基準財政収入額では観光関係分も町の収入に区分されます。法人町民税も観光関係の割合が高いと思いますし、個人町民税も、元となる所得のうち、宿泊施設や観光施設の従業員として働いていた場合、そこで得た所得をどう区分するか、全部分けて考える必要が出てきてしまいます。

委員 D

区分してほしいと言っている訳ではなく、この会議で議論をする際に、とても重要と考えているのは、受益者負担が大きな比重を持っているということです。

何でもかんでも財源が不足しているので、誰かに負担してもらえばよいという発想は困ると思いますし、我々が意見する場合、最終的には議会に対して意見することしかできません。その中で重要なのは、先ほどの固定資産税で観光事業者

がどの程度、貢献しているかという点よりも、何のため、誰のために財源が必要なのか、納得できるような説明が、議論を進めていくと必要になってくると思います。

私は、住民に負担してほしいと言っている訳ではなく、観光に費用が掛かっていたとしても、入湯税を課税していると言えば、それまでだと思います。

それでも不足しており、誰かが負担しなければならないのであれば、その選択肢として住民、事業者、観光客なのか、その観点でもう少し掘り下げても良いのではないかと思います。

そこで、観光で費用が掛かるのであれば、観光関係で、これ以上お金を負担できないということではなく、納得できるようなきちんとした説明があれば、それが突破口になるのではないかという意見です。

不交付団体になっている現実は分かりますが、単に住民1人あたりの観光客数が多いから、観光が住民や行政を圧迫しているという考え方は、私は持てないですし、そこが出発点で議論するのは難しいのではないかと思います。

委員長

箱根町は観光で成り立っていますので、住民負担が増えるから観光客に来るなというのでは論理が逆ですから、来ていただくときに、2,000万人の方々を受け入れるために掛かるコストがどれぐらいなのかという受益者負担の考え方、そのコスト分を観光客に負担していただくのが、申し訳ないながらも筋ですよ。

それを負担していただく方法として、入湯税、宿泊税、または入町税、それ以外の何かなどを、今後、議論していくことになるかと思います。

事務局

先ほどの住民数と観光客数の指数を出した経緯としては、前回の会議で他団体の事例を参考にするために調査してほしいという意見がありましたが、箱根町は極端すぎて他団体との比較が難しいことを、どのように数字で表したら良いか考えた結果、指数を出してみたものです。

この結果を見ると、本町の場合、他団体の事例を参考にしながら検討するのではなく、箱根町独自の仕組みを考えていく必要があることが、改めて認識できたと考えています。

D 委員が言われたように、観光客数が住民を圧迫すること

を示す意図で作ったわけではなく、他と比較して突出していることを端的に示すために作成したとご理解いただければと思います。

委員 G

今の議論と関連して、資料1の2ページ下から5行目「人口規模が比較的小さい中で、多くの観光客を受け入れている」や、3ページ中ほどの「人口規模が小さく入湯客数が多い団体は指数が高くなり、観光客を受け入れる住民負担に及ぼす影響度は大きくなる傾向にある」、1番下の「人口規模の小さい観光地は指数が高くなる傾向にあり、住民負担への影響度は、さらに大きくなる」とあるので、その影響は確かにあると思いますが、ここで急に住民負担となるのは飛躍しすぎているように感じます。

少なくとも直接的には観光客を受け入れる経費はかかることになると思うので、それがどういう負担になるのかという点と、箱根町の特徴であり最も問題となっているのは、本来であれば観光客が来ることで税収にはね返るはずですが、不足する部分が出てきてしまっていることであると思います。

他団体でも、このような動きがあり、直接、住民負担に繋がっているかということそうではないと思うので、ここは今の議論にも係わるとは思います。慎重に考えた方が良くないかと思いません。

もう1点、資料3に戻りますが、区分の話で少し整理できていない点は、②観光客・町民向けサービスと③町民・観光客向けサービスが、観光客向けか町民向けか、どちらにウエイトを置くかを区分名の前後で示しているように見えますが、そのような意味合いで良いのか。

また、資料3の1ページの表の分類の考え方の部分の表現を見ても違いがよく分からず、記述していることが同じではないかと感じます。例えば、観光振興と町民サービスの間にあるもので、両方とも便益があるのであれば、同じ区分名で入湯税を充てているかそうでないかで分類する形の方が分かりやすいと思います。現状の表現は、少し分かり難いので、これを区分した際の意図があるのであれば教えて下さい。

事務局

②の観光客・町民サービスは、例えば、ごみ処理施設の能力を決める際に、住民に加えて観光人口を加味したうえで施設規模や能力を決めます。これは下水道、消防も同じ考え方

で、観光施設も対象に含めたうえで消防業務に必要な施設や車両、装備などを決めています。

それに対し、③の町民・観光向けサービスは、例えば道路整備は、箱根町の場合、骨格的な幹線道路は国県道であり、町道は基本的には住民向けのものとして道路整備を行っています。当然観光客も使われますが、観光客のために道路の新設や拡幅をするという考えはありませんので、②と③の分類は、そのような部分を考慮して分けたものです。

委員 G

そのような考え方があるのであれば、資料 3 の 1 ページの「分類の考え方」もそれがわかるように記述した方がよいと思います。

今の説明では、②は事業や施設規模を決める際に観光客が非常に重要な要素としているということであると思いますが、現状の主に観光客向けのサービスであるが、町民も一定の受益を受ける事務事業というような書き方。ごみ処理が観光客向けというのと少し違うような気がしますので、適切な表現を考える必要があると思います。

委員長

「分類の考え方」に適切な表現をした方がよいという意見ですね。

委員 G

それが別紙 3 の財源の充当内容とうまく対応していると良いと思います。例えば、②の場合、入湯税等のウエイトが高いものを対象としているというような形で整理されると分かり易いのですが、必ずしもそれほど単純ではないのではないかと思います。

委員長

きちんと説明できるようにしていただいた方がよいという G 委員からのアドバイスだと思います。今後の議論を進めるうえでは、①～⑤の分類を基本にしていくことは他の委員の方々もよろしいでしょうか。

委員 H

分類に関して異議はありませんが、分類することにより、今後どのような方向に議論を進めて行こうとしているのか、次回以降でも良いので確認したいと思っています。例えば、資料の分類の中で黄色にハイライトされている①～③の金額が出ています。

金額はあくまで参考値として、この金額を何らか補填するための財源を考えるのか、また、①～③の具体的な費目は出てきているので、それを補うのに適切な税目を今後考えていくための資料になるのかどうかという、今後の道筋あたりが分かると、もう少しこれが見やすくなると思いました。

事務局

参考資料3に検討会議のスケジュールを示していますが、令和2年度に観光まちづくりの充実・維持に必要な対象分野と規模感、財源のあり方とあると思います。

その議論のベースとなるのが今回の資料3と認識していますので、これをベースにどのくらいの規模とかどういう範囲でどういうものにとか、その上でどこに負担を求めるか具体的に検討していくことをイメージしています。

委員長

要は、次年度以降の議論のベースになるということですね。

委員 G

今後の方向もそうですが、観光まちづくりの対象は何かを議論する時に、例えば、資料3の2ページの表の中の薄い黄色で網掛けしている所をイメージしていて、大まかに見て入湯税の対象よりも、観光まちづくりの方が広い対象としたいという意図があると思います。

それで間違っていなければ、別紙3の財源を整理する際に、入湯税が充たっている部分とそうでない部分が、資料3の2ページの表と対応するような形で見せられた方が良いでしょう。

具体的には、先ほど私が発言した「入湯税等」というのが少しわかり難いのは、④では入湯税が、まったく充当されていないのに入湯税等となって部分だと思しますので、入湯税等とそれ以外を区分すると、項目が増えて見づらくなるおそれもありますが、入湯税とそれ以外を分かるように区分した方が良いでしょう。

もう1点、別紙3の特定財源(2)というのは、主に補助金を対象としていて、要は特定財源化されている入湯税は、分類としては一般財源でよいでしょうか。

整理の仕方だと思いますが、同様にふるさと納税や町民向けサービスに含まれている地方消費交付金も用途を特定しているので同様の考え方だと思いますが、一般財源でよいのでしょうか。

事務局 基本的に税や税交付金は、予算上、一般財源に区分されますが、入湯税や地方消費税交付金は、法令で用途が決まっていますので、検討会議では、それを区別したうえで議論する必要がありますと思い、切り分けたものです。これらが、一般財源ということは他団体も同じ整理をしていると思います。

委員長 資料を作成するのも大変だと思いますので、可能な範囲で対応してください。

この議題は、検討会議の議論の中で重要な部分になります。次回以降も引き続き議論していきますので、資料を詳しく確認していただきたいと思います。

(3) その他

委員長 それでは、議題3 その他の説明をお願いします。

事務局 事務局から参考資料2をもとに、前回の会議で宿題となっていた夕張市の財政再建の状況と箱根町との比較結果について説明した。

委員長 ありがとうございます。

夕張市ですら実施している事業を箱根町は行っていないものもあり、かなりのところまでやっていることはこれで証明されていると思いますので、この過程を経ておくことで箱根町の行革が進んでないとか、そのようなことには多分ならない。その説明時に使える資料ではないかということが私のオーダーの意図でしたので、よろしいですか。

皆さんももう1回よく見ていただき、次回以降分析、質問していただければと思います。

最後に、事務局から次回の連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 第4回の会議につきましては、3月19日の木曜日に予定しておりますので、御承知おきください。

委員長 それでは、議事を終了しましたので進行を事務局にお返しします。

企画課長

4 閉 会

ありがとうございました。

本日はお忙しいところ、長時間ご協力いただきありがとうございます。これで、第3回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会します。

どうもありがとうございました。